

## 公共施設等総合管理計画の策定に関する概要

### 1 計画策定の背景

- (1) 過去に建設された公共施設やインフラ資産がこれから大量に更新時期を迎える。
- (2) 一方、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況。
- (3) 人口減少、少子高齢化等の進行により今後の公共施設の利用需要が変化。
- (4) 市町村合併後の施設全体の最適化が必要。

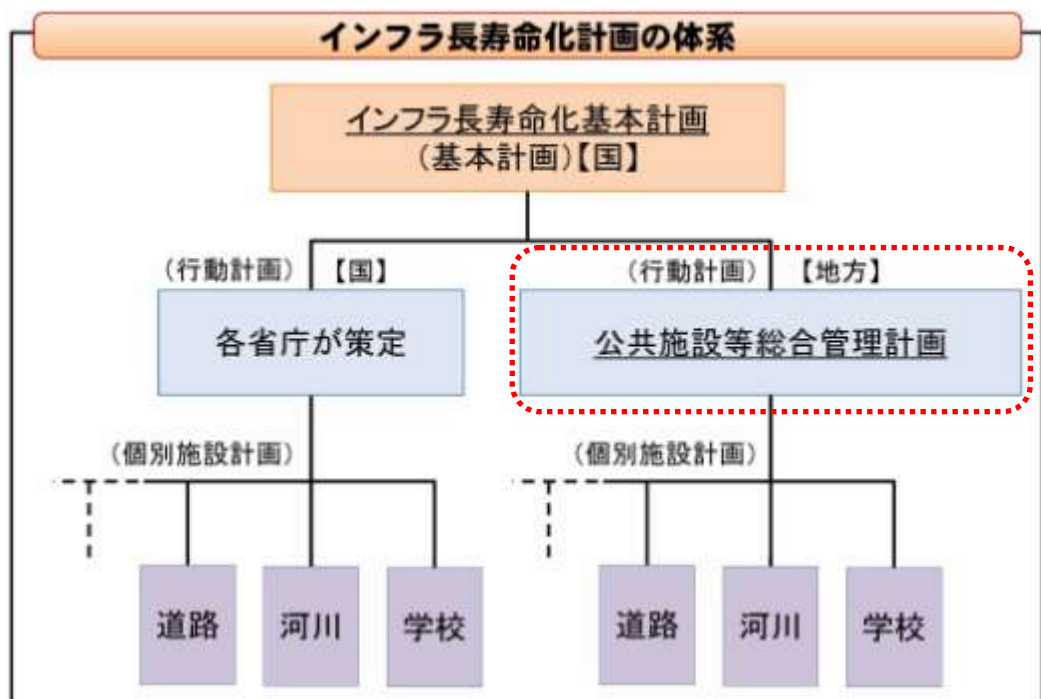


公共施設等の全体を把握した上で、長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化などを計画し、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を実現する事が必要。



平成 26 年 4 月に総務省より地方公共団体に対して平成 28 年度までに「公共施設等総合管理計画」の策定を要請

<参考：公共施設等総合管理計画の位置付け>



(総務省 HP)

## 2 計画に記載する内容

計画策定にあたっては、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針<2014(平成26)年4月総務省>を参考に作成

することが必要である。

<記載すべき事項（上記指針を要約）>

1	公共施設等の現況及び将来の見通し	(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	
		(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	
		(3) 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等	
2	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	(1) 計画期間  計画期間について記載する。なお、本計画は、個別施設毎の長寿命化計画に係る基本的な方針に関するものでもあることから、将来の人口や財政の見通し等の期間に関わらず設定する（少なくとも10年以上の計画期間とする）ことも可能である。	
		(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策  公共施設等に関する情報が全庁的に共有され、総合的かつ計画的に管理することができるような取組体制について記載する。	
		(3) 現状や課題に関する基本認識  将来財源の見込み等を踏まえ、公共施設等の維持管理・更新等が今後どの程度可能か等、現状や課題に対する認識を記載する。	
		(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方  更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題の認識を踏まえた基本的な考え方を記載する。 <主な記載項目> 1. 点検・診断等の実施方針 2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針 3. 安全確保の実施方針 4. 耐震化の実施方針 5. 長寿命化の実施方針 6. 統合や廃止の推進方針 7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	
		(5) フォローアップの実施方針  総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂する旨を記載する。	
		3	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針  上記(3)及び(4)のうち必要な事項については、施設類型（学校教育系、道路、上下水道等）の特性を踏まえて記載する。